

一般競争入札

福島県自殺対策SNS相談運営業務 一式

入札説明書

福島県障がい福祉課

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）及び本件自殺対策SNS相談運營業務に係る一般競争入札（以下「入札という。」）の入札公告等の規定に基づき、福島県が発注する自殺対策SNS相談運營業務に関し、本件入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 発注者（契約権者） 福島県知事 内堀 雅雄

2 入札に関する事項

- (1) 発注者（契約権者） 福島県知事
- (2) 件名及び予定数量 自殺対策SNS相談運營業務 一式
- (3) 業務の仕様等 別紙契約書（案）及び仕様書のとおり
- (4) 委託期間 契約締結日から令和7年3月31日まで
- (5) 履行場所 福島県障がい福祉課（福島県福島市杉妻町2番16号）

3 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件をすべて満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間に福島県から入札参加資格制限措置を受けていない者であること。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更正手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による民事再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てがなされている者にあつては、当該手続開始の決定の後に入札に参加することに支障がないと認められた者であること。
- (3) 県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 本公告に示した仕様に合致した業務又はこれと同等の業務について履行実績があり、かつ、確実に履行できる者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

4 入札に参加する者に必要な資格の確認

- (1) 入札者は、上記3に掲げる必要な資格の確認を受けるため、一般競争入札参加資格確認申請書（様式1。以下「確認申請書」という。）に次の書類等を添付し、下記5の(1)に示す場所に提出し、当該資格の確認を受けること。

なお、期日までに当該申請を行わなかった場合は、本件入札に参加する資格が与えられない場合があるので、十分に注意すること。

ア 履行実績証明書（様式6）

国又は地方公共団体等と種類及び規模を同じくする契約を数回にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行した過去2年間の実績。

イ 全部事項証明書（登記簿）謄本 原本

提出日3ヶ月以内に発行されたもの。

ウ 納税証明書 原本【未納の税額のないことの証明（法人税、消費税、地方消費税）その3の3】

提出日3ヶ月以内に発行されたもの。

エ 納税証明書（県税関係 福島県税を課税されている者のみ）原本

オ 営業所の所在地が確認できる書類（会社要覧・パンフレット等）

カ 暴力団等反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意書（様式8）

キ 役員一覧（様式9）

- (2) 財務規則第249号第1項第2号による入札保証金の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書（様式5）を令和6年3月18日（月）午後5時15分までに下記5の（1）に示す場所に提出すること。

なお、入札保証金納付免除申請書（様式5）が提出できない場合は下記8の（1）及び（2）により現金等で納付することとなるので注意すること。

- (3) 資料作成等に要する費用は入札者の負担とし、いったん受領した書類は返却しない。

5 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 960-8670

住所 福島市杉妻町2番16号 福島県庁西庁舎7階

機関名 福島県障がい福祉課

電話 024-521-8204

FAX 024-521-7929

- (2) 資格確認申請書の提出期間及び提出場所

提出期間 令和6年3月8日（金）から令和6年3月18日（月）までの午前9時から午後5時15分まで（土曜日及び日曜日を除く。）

提出場所 郵便番号 960-8670

福島県福島市杉妻町2番16号

福島県障がい福祉課（電話番号 024-521-8204）

なお、申請書類は郵送を可とする。ただし、郵送による場合は、書留郵便により行うものとし、令和6年3月18日（月）午後5時15分まで必着とする。

- (3) 入札及び開札の日時及び場所

日時 令和6年3月26日（火）午後3時00分

場所 福島県庁西庁舎3階331会議室
（福島県福島市杉妻町2番16号）

6 審査結果の通知

入札参加資格の確認結果については、一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）により、令和6年3月19日（火）に郵送通知する。

7 入札書の提出方法

- (1) 入札者は、所定の日時及び場所に持参又は郵送にて入札書を提出すること。持参により入札をする場合は、5の(3)の日時まで5の(3)の場所に入札書に必要とする事項を記載し持参すること。郵便により入札をする場合は、入札書に必要とする事項を記載し、令和6年3月25日（月）午後5時15分までに、5の(2)に掲げる場所へ一般書留又は簡易書留のいずれかの方法により配達日指定郵便で行うこと。
- (2) 一度提出された入札書等の書換え、引換え又は撤回は認めない。
- (3) 入札書の提出は、外封筒と中封筒の二重封筒とする。
- (4) 中封筒には、入札書を入れ密封し、かつ封筒の表に次の事項を記載すること。
 - ア 氏名（法人にあつては、商号又は名称）
 - イ 「自殺対策SNS相談運營業務」
 - ウ 開札日 令和6年3月26日（火）
- (5) 外封筒には、入札書を入れた中封筒と一般競争入札参加資格確認通知書（様式2）の写し及び入札保証金を納付する者は納付した領収書を入れ、表に上記(4)の必要事項、当者連絡先、入札書在中の旨を記載すること。
- (6) 入札書には次の事項が記載されていなければならない。
 - ア 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を、入札書に記載すること。
 - イ 入札者の住所、商号又は名称、代表者職・氏名の記載及び代表者の押印をすること。また、押印を省略する場合には入札書の注意書きを参照すること。
 - ウ 記載事項を加除訂正した場合は、訂正印を押印すること。ただし、入札金額についてはこれを認めない。
- (7) 入札書の宛先は「福島県知事 内堀雅雄」とすること。

8 入札保証金

- (1) 入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。
- (2) 入札保証金は、あらかじめ県が発行した納入通知書により現金（現金に換えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの又は支払保証をしたものに限る。）で納めるか、又はその納付に代えて担保として福島県財務規則第169条第1項各号（別記1）に規定する有価証券を提出するものとする。
- (3) 財務規則第249条第1項の第1号又は第2号（別記2）に該当する場合、入札保

証金の全部又は一部の納付を免除する。

なお、入札保証金納付の免除を申請する者は、入札保証金納付免除申請書（様式5）を添付し、令和6年3月18日（月）午後5時15分までに申請するものとする。

- (4) 入札保証金の納付及び還付については、財務規則第251条（別記3）及び第253条（別記4）の定めるところによる。

9 入札方法及び開札等

- (1) 開札は、上記5の（3）で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は、入札執行事務に関係のない職員を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、各人の入札のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときにおいて、入札者又はその代理人の全員が立ち会っている場合は、直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。ただし、入札者又はその代理人の全員が立ち会っていない場合に再度入札を行う場合は、別途その旨を通知し実施する。なお、再度入札は1回に限るものとする。
- ア 初回入札が無効（但し、6ページの13の（5）から（8）に該当する場合を除く。）となった者は、再度入札に参加できないものとする。
- イ 代表者又はその委任を受けた者が欠席の場合には、再度入札は辞退とみなす。

10 入札参加者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

11 入札心得

- (1) 入札者は、仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等について疑義がある場合は、自殺対策SNS相談運営業務に係る一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式7）により、FAXにて令和6年3月14日（木）午後5時15分までに発注者に説明を求めることができる。
- 質問先：福島県障がい福祉課 FAX 024-521-7929
※送信後は、必ず電話で受信確認をとること。
電話 024-521-8204
- 回答は、福島県のホームページ（入札・契約情報）に掲載する。
- (2) 入札者又はその代理人は、入札に際し、他の入札者の代理人になることができない。
- (3) 入札者は、次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
- ア 契約の履行に当たり故意に業務を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- イ 競争入札の公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- ウ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- エ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了の確認をするための必要な監督又は

- 検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
 - カ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 入札者は、所定の日時及び場所に持参又は郵送にて入札書を提出することとする。

12 入札の取り止め等

入札者が連合（談合）し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めることがある。

13 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 上記3に示す入札参加資格のない者の提出した入札
- (2) この入札説明書において示す入札に関する条件に違反した入札
- (3) 所定の入札保証金又は有価証券を納付又は提供しない者のした入札
- (4) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理人をした者の入札
- (5) 日付、記名、押印を欠く入札
- (6) 金額を訂正した入札
- (7) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札、又は後発の入札
- (9) 明らかに連合（談合）によると認められる入札
- (10) 入札参加資格審査において虚偽の申請を行った者の入札

14 入札の効力

本件入札は、その契約に係る予算が可決され、4月1日以降で予算の執行が可能となったときに、入札の効力が生じる。また、予算が否決され、契約が締結されなかったことによる損害については、福島県は、これを一切賠償しない。

15 落札者の決定方法

- (1) 財務規則の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上ある時は、当該入札事務に関係のない職員がくじを行い、落札者を決定する。
- (3) 入札者がいないときは、又は再度入札を執行しても落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約を行うことができる。

16 契約にあたっての留意事項

(1) 契約保証金

ア 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

イ 契約保証金は、現金（現金に代えて納付する小切手にあつては、福島県指定金融機関又は福島県指定代理金融機関が振り出したもの、又は支払保証をしたものに限る。）で納めるものとするか、又はその納付に代えて担保として財務規則第169条第1項各号に規定する有価証券を提出するものとする。

ウ 財務規則第229条第1項の第1号、第2号、第4号、第16号（別記5）のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

エ 契約保証金の減免については、落札者に別途通知する。

オ 契約保証金の納付及び還付については、財務規則の定めるところによる。

(2) 契約書の作成

ア 当該契約は、契約書を作成することとする。

イ 落札者は、発注者が交付する契約書（案）に記名押印し、発注者が指定した期日までに契約書の取り交わしを行うこと。

ウ 契約の確定時期は、地方自治法第234条第1項第5号の規定により、両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。

エ 落札者が、上記イに定める期間内に契約書（案）を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(3) 変更契約について

本件契約の予算に係る国庫補助金が予定どおり交付されなかった場合、変更契約の締結により対応することがある。

17 契約条項

契約書（案）による。

18 その他

(1) 一般競争入札参加資格確認通知書を受領した後、入札の完了までに入札を辞退する場合は、入札辞退届（任意様式）を提出すること。

(2) この入札説明書の交付を受けた者は、県から提供を受けた文書等を、第三者に漏らしてはならず、本件の業務契約手続き以外の目的に供してはならない。

(3) 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。なお、この場合における損害は、入札者の負担とする。

(4) 入札から落札者の決定までに入札者が3に示す要件に該当しなくなったときは、当該入札者は落札者としなない。

(5) 入札説明書等に記載された内容の無断転載及び転用を禁ずる。

19 この入札説明書に疑義がある場合は、入札前において入札者はその疑義について一般競争入札仕様書等に関する質問・回答書（様式7）により説明を求めることができる。

20 当該契約に関する事務を担当する部門

郵便番号 960-8670

住所 福島県福島市杉妻町2番16号

機関名 福島県障がい福祉課

電話 024-521-8204

F A X 024-521-7929

福島県財務規則（抜粋）

■別記1（担保にあてることができる有価証券の種類及び担保価額等）

第百六十九条 保証金その他の担保にあてることができる有価証券の種類及びその担保価額は、次の各号に定めるとおりとする。

一 福島県債証券 額面全額

二 国債証券 額面全額の十分の八

三 地方債証券（福島県債証券を除く。） 額面全額の十分の八

四 特別の法律により法人の発行する債券 時価の十分の八

五 知事が確実であると認める社債券 時価の十分の八

■別記2（入札保証金の減免）

第二百四十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 一般競争入札に参加しようとする者が保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。

二 施行令第百六十七条の五第一項又は施行令第百六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、一般競争入札に参加しようとする者が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国（予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。）、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は地方独立行政法人とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

三～四 （略）

2 （略）

■別記3（入札保証金の納付等）

第二百五十一条 契約権者は、第二百四十九条第一項の規定により入札保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、入札に参加しようとする者をして、当該入札を執行する直前までに、契約権者の発する納入通知書により入札保証金の全額（その一部の納付の免除

した場合にあつては、その免除した額を控除した額)を関係の出納機関に納付させなければならない。

2 出納機関に、前項の規定により入札保証金の納付があつたときは、領収書を当該入札に参加しようとする者に交付しなければならない。

3 契約権者は、一般競争入札を執行する場合においては、当該入札に参加しようとする者をして、前項の規定により交付を受けた領収書を提示させ、その確認をしなければならない。

■別記4 (入札保証金の還付)

第二百五十三条 入札保証金は、落札者以外の者に対しては落札者が決定したのち、落札者に対してはその者と締結する契約が確定したのちに、請求により還付する。ただし、落札者の納付に係る入札保証金は、当該落札者の同意があるときは、契約保証金の全部又は一部に充当することがあるものとする。

2 前項の規定による入札保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第六章又は第九章の規定の例による。

■別記5 (契約保証金の減免)

(契約保証金の減免)

第二百二十九条 前条の規定にかかわらず、契約権者は、次に掲げる場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

一 契約の相手方が官公署及び知事がこれに準ずるものと認める法人であるとき。

二 契約の相手方が保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結しているとき。

三 (略)

四 施行令第六十七条の五第一項又は施行令第六十七条の十一第二項の規定により入札に参加する者に必要な資格を定めた場合においては、契約の相手方が、当該資格を有する者であつて、過去二年間に国(予算決算及び会計令第九十九条第九号に掲げる沖縄振興開発金融公庫等を含む。)、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(令和十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。)、国立大学法人(国立大学法人法(令和十五年法律第百十二号)第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。))又は地方独立行政法人(地方独立行政法人法(令和十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。第二百四十九条第一項第二号において同じ。))とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたり締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき

五～十五 (略)

十六 試験研究、調査等の委託契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

十七～十八 (略)

2 (略)

■別記6（契約保証金の納付等）

第二百三十一条 契約権者は、第二百二十九条の規定により契約保証金の全部の納付の免除をした場合を除くほか、契約の相手方となるべき者をして、契約権者の発する納入通知書により契約保証金の金額（その一部の納付の免除をした場合にあつては、その免除した額を控除した額）を関係の指定金融機関若しくは指定代理金融機関又は関係の出納機関に納めさせなければならない。

2 出納機関は、前項の規定により契約保証金の納付があつたときは、領収書を当該契約の相手方となるべき者に交付しなければならない。

■別記7（契約保証金の還付）

第二百三十三条 契約保証金は、工事等又は給付の完了の確認又は検査の終了後に契約の相手方に還付する。

2 前項の規定による契約保証金の還付の手続については、契約権者が支出権者又は物品管理権者となるほか、第六章又は第九章の規定の例による。